

採用活動等におけるハラスメント防止への取組みと相談窓口のご案内

社会福祉法人至泉会

理事長 清水 行夫

当法人では、採用活動等において求職者等に対し、当法人職員によるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントその他あらゆるハラスメントとも解されることがらを許しません。下記の法人内の取組みを徹底しています。万が一、「ハラスメントかもしれない」と思うことがありましたら、相談窓口までご連絡ください。

なお、採用活動等採用選考および実習には、採用面接だけではなく、カジュアル面談や内定承諾後の入職手続き、実習前の事前打ち合わせや期間中の指導・連絡など、応募の検討や実習の準備から完了に至るまでに発生する当法人との連絡のことを指します。

※「求職者等」とは、

- ・採用面接、施設見学、施設内外の採用イベント等への参加者
- ・職員の訪問・面談（OB・OG 訪問、会社説明等を含む）を受ける学生・求職者
- ・介護実習・保育実習等の実習を受講する実習生
- ・その他、オンライン（SNS、Web 面接ツール等）を介して求職活動等を行う人

記

1. 当法人におけるハラスメント防止の取組み

採用活動等では、法人の職員が、求職者等よりも優越的な立場になりがちです。当法人の採用選考や実習中の方で、不利になることをおそれて、ご自身が感じた違和感などについて我慢せざるを得ない場面もあるかもしれません。採用活動等に携わる職員には、研修等を通じて特に次のようなことに十分留意するよう、徹底しています。

- （1） 求職者の方との対面での面接や面談場所は、必ず第三者の目がある環境を選ぶ（オープンスペース、ドアの開放、ドアにガラス窓があるなど）。万が一、これらが守れないときは、面接や面談の始まる前に、その旨を当該施設職員と求職者等の方に報告する。
- （2） 面接や面談時間は、概ね 1 時間までとし、この時間から逸脱するときは、あらかじめ開始時刻および終了時刻を設定し、当該施設職員と求職者の方に事前連絡をする。
- （3） 面接や面談時にアルコールの提供は行わず、職員自身の飲酒は厳禁とする。なお、当法人が公式に主催する内定者懇親会等の一部ではアルコールの提供および職員の飲酒を許可することがある。
- （4） 選考に必要な項目や求職者本人に責任のない事項を把握できる質問はしない。
- （5） 志望動機などを掘り下げの中で求職者の方が自ら開示した場合も、その内容に踏み込むことはせず、また、情報の取扱いには細心の注意を払う。
- （6） 求職者等の方への連絡は、法人の固定電話、法人が貸与した社用携帯電話、法人が貸与した電子メールアドレス、採用選考に係るシステム、当法人が内定者に提供するシステム内のチャット等に限定

し、職員個人の携帯電話、プライベートなメールアドレス、個人の SNS アカウントの交換および連絡を禁止する。

- (7) 面接会場への移動やインターンシップ、実習等において移動手段に法人所有の車を利用する場合、複数名が乗車し求職者の方と職員が 1 対 1 になることは避ける。やむを得ず 1 対 1 となる場合は、求職者等は後部座席に乗車させる。
- (8) 面接や面談は求職者等の承諾を得て、必要に応じて録音をすることもできる。

2. 相談窓口のご案内

当法人の採用選考を通じ、ハラスメント等に遭われた、あるいはその疑いがある場合は、一人で抱え込まずに、以下の相談窓口までご連絡ください。

【受付窓口】法人本部

電話：0463-59-3933 FAX：0463-59-3416

メールアドレス：sole_h@shisen.or.jp

【相談窓口】(1) 都道府県労働局 雇用環境・均等部 (室)

(受付時間) 平日 8:30～17:15

(電話) 045-211-7380

※無料・匿名の相談も可能です。セクハラ、パワハラ双方に対応しています。

(2) 総合労働相談コーナー

(電話) 045-317-7830

※労働局・労働基準監督署内に設置されています。

※ハラスメントに限らずあらゆる労働問題をワンストップで相談できる窓口です。

(3) 新卒応援ハローワーク

(電話) 0463-24-8609

※就活生・既卒者向けのハローワークで、就活ハラスメントの相談も受け付けています。

(4) 他、所属の学校等

相談にあたり、公正な選考プロセスの確保と守秘義務を遵守します。採用選考は、能力や経験にもとづいて公正に行い、性別、人種、宗教などの個人の特徴による差別はしません。連絡に関する秘密保持や相談者・通報者の保護を徹底しており、相談による選考プロセスへの影響もありません。

以上